

大学外学修の単位認定の可能性
—大学評価・学位授与機構が行う学位授与事業に関連して—

Possibilities for Recognition of Credit based on Studies outside Universities :
In Relation to the Awarding of Degrees by NIAD-UE

六車 正章
MUGURUMA Masaaki

1. はじめに	73
2. 機構の行う学位授与事業の仕組み	74
3. 大学における学外学修の取扱い	75
4. 大学内での授業科目履修と同様の受講形態をとる学外学修	76
5. 大学が開設する免許法認定講座・公開講座等の実施状況と機構の学位授与	79
6. 養護教諭特別別科における学修	83
7. おわりに	85
謝辞	85
参考文献等	85
ABSTRACT	90

大学外学修の単位認定の可能性

—大学評価・学位授与機構が行う学位授与事業に関連して—

六車 正章*

要 旨

単位累積加算制度を創設の理念とする大学評価・学位授与機構が行う学士の学位は、文部科学大臣が定めるところにより、短期大学や高等専門学校卒業者等が、「大学の単位」又は「大学の単位に相当する単位」を広く積み上げ、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者に対し、授与するものとされている。

しかしながら、これまで機構から学士の学位を取得した者の内訳は、短期大学又は高等専門学校を卒業し、引き続き当該校の認定専攻科で単位を修得した者が大部分を占めており、それ以外の学修による単位の修得者は少数に止まっているのが実情である。

このため、本稿は、機構からの学位取得のための学習機会を増やすという観点から、現行の大学以外の教育施設等における学修のうちの一部に、新たに「大学の単位に相当する単位」として追加できるものがあることの可能性を提示しようとするものである。

キーワード

大学評価・学位授与機構、学士の学位授与、学外学修、単位認定、単位累積加算制度、生涯学習

1. はじめに

平成3年2月8日付け大学審議会答申「学位授与機関の創設について」に基づいて、生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展の観点から、高等教育段階の様々な学習の成果を評価して学位の授与を行う機関として、平成3年7月に創設された学位授与機構は、平成12年4月に大学評価・学位授与機構へ改組の後、平成16年4月からの独立行政法人化を経て今日に至るまで、単位累積加算制度の理念に基づく学位授与事業を推進してきた。

しかし、これまで大学評価・学位授与機構（以下、「機構」と表記する。）から学位を取得した者の内訳は、機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科修了者の占める割合が極めて高い¹

だけでなく、単位累積加算制度の理念により近い、短期大学又は高等専門学校卒業後の単位の積み上げを全て大学の「科目等履修生」として修得した者は、特定の基礎資格保有者並びに専攻分野に偏在していることが示されている（橋本・森・濱中1999）。このことは、「大学での科目等履修生や認定専攻科での単位修得だけでは、この制度を利用して学士を取得しようとする者にとって、学習機会が必ずしも充分ではない」（濱中2001）ことを表している。

この学習機会を増やすための方途としては、現行の科目等履修生制度以外での諸学修（以下、「学外学修」と表記する。）で得た諸成果のうちから、大学の単位と同等であるものと評価・認定することのできる仕組みを構築することが考えられるところである。しかしながら、我が国では、平成3

* 独立行政法人 大学評価・学位授与機構 学位審査研究部 教授

¹ 機構創設以降、平成4年度から平成20年度までの学士取得者総数27,540人のうち21,758人（79%）が、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科修了者である。

年の大学設置基準の改正で、大学以外の教育施設等における一定の学修について、大学が教育上有益と認めるときは、大学の定めるところにより、当該大学の授業科目を履修したものとみなして、一定の範囲で単位を与えることができるものとされるに留まっており（大学設置基準第29条）、そのような仕組みが一般的に構築されているとはいえない状況である。

この点、日本より早く高等教育の拡大化・多様化が進んだアメリカ合衆国では、大学外での学習を単位化するための制度がより広範に普及し、仕組みも整備されていることが報告されている（館1996、森1999、山田1999、濱中2001）。

本稿は、単位累積加算制度の一層の進展に資するという観点から、機構の行う学位授与事業との関連で、学外学修のうちの一部について、新たな取扱いの可能性を提示しようとするものである。

2. 機構の行う学位授与事業の仕組み

大学や大学院を卒業していなくてもそれと同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与するという機構の学位授与事業には、大学以外の高等教育施設（各省庁大学校の大学又は大学院相当課程）の修了者に対する学士・修士・博士の学位の授与と、短期大学や高等専門学校の卒業者等がさらに一定の学修を行った場合に対する学士の学位の授与という二種類のものがあるが、本稿で取り上げるのは、後者の学士の学位の授与についてのものである。

短期大学や高等専門学校の卒業者等に対する学士の学位については、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者（機構では、これを

「基礎資格を有する者」²と称している。）で、「大学における一定の単位の修得」又は「これに相当するものとして文部科学大臣の定める学習」を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者に対し、授与するものとされている（学校教育法第104条第4項第1号）。

ここで、基礎資格を有する者の具体的な内訳は、表1に示すとおりである。

また、「大学の単位に相当するものとして文部科学大臣の定める学習」としては、「大学設置基準第31条の規定（科目等履修生）による単位等の大学における一定の単位の修得」、「短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科のうち機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修」、その他「文部科学大臣が別に定める学修」が定められており（学位規則第6条第1項）、その「文部科学大臣が別に定める学修」として、大学に置かれる専攻科における学修が挙げられている（平成3年6月5日文部省告示第73号）。

以上により、現在、基礎資格を有する者が新たに修得対象とすることができる単位（大学の単位又はそれに相当すると認められている単位）の種別は、表2に掲げるとおりとなっている。

機構への学位授与申請者は、基礎資格を有する者となった後、これらの単位のうちのいずれか又はこれらの単位を組み合わせることで修得していくことになる。しかしながら、その実態は、「㊸短期大学又は高等専門学校を卒業した者」による「㊹認定専攻科の単位」が大部分を占めていることは、冒頭で述べたとおりである。

では、これら㊸から㊹までの単位以外に、基礎資格を有する者に該当するものを対象とした、大学の単位に相当するような学外学修による単位は

表1 基礎資格を有する者の内訳

<p>㊸ 大学の学生として2年以上在学し62単位以上を修得した者</p> <p>㊹ 短期大学又は高等専門学校を卒業した者</p> <p>㊺ 一定の要件（大学への編入学が可能）を満たした専門学校を修了した者</p> <p>㊻ 旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者</p> <p>㊼ 外国において学校教育法における14年の課程を修了した者</p>

² 大学を卒業していなくてもそれと同等の水準にあると認められる者に対して学士の学位を授与するという単位累積加算制度の理念からは、この基礎資格のようなものは本来は必要でないものであるが、機構の創設に当たり、全ての単位を個々の積み上げだけで実現することにはまだ問題があるということで、設定されたものである。

表2 基礎資格を有する者が新たに修得すべき単位の種別

大学の単位	㉑ 大学の学生として修得した単位
	㉒ 大学院の学生として修得した単位
大学の単位に相当する単位	㉓ 科目等履修生として修得した単位
	㉔ 短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科のうち機構が認定した専攻科の単位 ³
	㉕ 大学専攻科の単位

現時点で果たしてないものであろうか。もしそのような学外学修による単位が存在するのであれば、基礎資格を有する者が新たに修得対象とすることができる単位の種別として追加することにより、機構からの学位取得の途をより一層拡げること繋がるのではないであろうか。これが本稿を起した理由である。

3. 大学における学外学修の取扱い

大学の単位に相当するような学外学修による単位の存在の検討に際し、まず着目したいのは、大学における学外学修の現行の取扱いについてである。

現行制度上では、大学が単位を与えることができる「大学以外の教育施設等における学修」として、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修の他、「文部科学大臣が別に定める学修」が挙げられており、その定めである「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件」(平成3年6月5日文部省告示第68号)によって、表3に示すとおり、第1号から第9号までの学修が列挙されている⁴。そして、大学が教育上有益と認めるときは、大学の定めるところにより、他の大学又は短期大学における授業科目の履修等の場合と合わせて60単位を超えない範囲で単位を与えることができるものとされている(大学設置基準第29条第2項)。

この告示の中には、大学外での一定の知識・技能の修得を対象とするもの(第8号及び第9号)と、大学内外での授業科目の履修形態をとるもの(第1号⁵～第7号)がある。本稿は、後者のうち、大学内での授業科目の履修形態をとるもの(第4号～第7号)に着目して、これらの学修によって修得した単位の中には、機構の学位授与において表2に示した「大学の単位に相当する単位」として利用できるものがある可能性を提起しようとするものである。

ちなみに、この告示と同じ平成3年に創設された機構の学位授与の取扱いにおいて、第2号から第9号までの学外学修に基づく単位が外された理由については、いずれもその全部又は一部分が大学外での学修を対象とするものであるため、新設の機構が直接単位として認めるようにすることは疑義なしとしないとされたことによると思われる。その点、第1号の大学専攻科の単位については、大学の判断を経るまでもなく、「大学の単位に相当する単位」として機構が直接取り扱うことに特段の支障はなかったものと考えられる。

それでは、以下、第4号から第7号に掲げる学外学修について、順次検討していくこととしたい。なお、本稿で示した各講習等の実施状況等は、主として文部科学省のWebページ及び関係大学の履修案内等から作成したものであることを申し述べておきたい。

³ ㉑から㉕までのうち唯一大学外の単位である㉒については、大学相当であることを求める観点から、授業科目を担当する教員が大学設置基準に定める教員の資格に相当する資格を有する者であること等が認定されたものに限った取扱いとされている。

⁴ いずれも、大学が教育上有益と認めるときは、大学の定めるところにより、当該大学の授業科目を履修したものとみなして単位を与えることができるものとされている。逆にいえば、この告示は、実質上、大学の単位と同等とみなすことができ得るものを列挙したものであるともいえよう。

⁵ 第1号については、既に触れたとおり、機構の学位授与において基礎資格を有する者が新たに修得対象とすることができる単位の種別(表2の㉓)とされているため、本稿では検討対象外としている。

表3 大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成3年6月5日文部省告示第68号）

第1号	大学の専攻科における学修
第2号	高等専門学校における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
第3号	専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
第4号	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第6条別表第三備考第4号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学、短期大学等が行う講習又は公開講座における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
第5号	社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学、短期大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
第6号	図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
第7号	学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
第8号	青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、大学において、大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
第9号	アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル（TOEFL）及びトーイック（TOEIC）又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学において、大学教育に相当する水準を有すると認めたもの イ 審査を行うものが国又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定による法人その他の団体であること。 ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に規定する大学の目的に照らし適切なものであること。 ハ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること。 ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

4. 大学内での授業科目履修と同様の受講形態をとる学外学修

(1) 免許法認定講座・公開講座等のあらまし

表3の文部省告示第68号の第4号から第7号までに掲げる学外学修を、「大学内での授業科目履修と同様の受講形態を含む学外学修」として、表4に一覧で示した。以下、表4の各項目を踏まえつつ、各々のあらましを述べる。

ア 免許法認定講座・公開講座における学修

免許法認定講習・公開講座は、教員の資質の保持と向上を図る目的で、大学等の教員免許課程によらずに教員免許取得に必要な単位を修得させることを目的として、教育職員免許法に基づき、文部科学大臣の認定を受けた大学や短期大学等で実施される講習・公開講座である。このため、教諭の免許状を有する者が受講資格とされており、受講者はこの講習・公開講座において所定の単位

を修得することにより、上位の免許状や他学校種の免許状を取得する途が開かれている。ここで、受講資格である教諭の免許状を有する者とは、少なくとも短期大学士の学位を有する者であり（教育職員免許法別表第一）、これは機構が学位授与に当たって要求している基礎資格を有する者にも該当するものである。

免許法認定講習の開設者は、開設しようとする講習の課程に相当する課程を有する大学又は短期大学、免許法に定める授与権者（都道府県教育委員会）、独立行政法人国立特殊教育総合研究所及び政令指定都市の教育委員会に限られており、また、免許法認定公開講座の開設者は、開設しようとする公開講座の課程に相当する課程を有する大学又は短期大学に限られている。ちなみに、平成21年度の開設大学数は、認定講習が14大学、認定公開講座が26大学である。

次に、免許法認定講習の講師は、大学の教員及

表4 大学内での授業科目履修と同様の受講形態を含む学外学修（平成21年度）

区分	免許法認定講習	免許法認定公開講座	社会教育主事講習	司書講習	司書補講習	学校図書司書教諭講習	<追加>養護教諭特別別科
根拠法	教育職員免許法	教育職員免許法	社会教育法	図書館法	図書館法	学校図書館法	教育職員免許法
概要	教員の資質の保持と向上を図る目的で、大学等の教員免許課程によらずに教員免許取得に必要な単位を修得させることを目的として、文部科学大臣の認定を受けた大学、短期大学等で実施される講習	教員の資質の保持と向上を図る目的で、大学等の教員免許課程によらずに教員免許取得に必要な単位を修得させることを目的として、文部科学大臣の認定を受けた大学、短期大学等で実施される公開講座	社会教育主事となり得る資格を付与することを目的として、文部科学大臣の委嘱を受けた大学、短期大学その他の教育機関で実施される講習	司書となり得る資格を付与することを目的として、文部科学大臣の委嘱を受けた大学、短期大学その他の教育機関で実施される講習	司書補となり得る資格を付与することを目的として、文部科学大臣の委嘱を受けた大学、短期大学その他の教育機関で実施される講習	司書教諭となり得る資格を付与することを目的として、文部科学大臣の委嘱を受けた大学、短期大学その他の教育機関で実施される講習	看護師免許を有する者に養護教諭一種免許状を取得させることを目的として、文部科学大臣の指定を受けた大学が開設する養成施設
開設者〔数〕	大学〔14〕 短期大学〔1〕 都道府県教育委員会〔46〕 都道府県教育委員会 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 政令指定都市の教育委員会〔5〕	大学〔26〕 短期大学〔2〕	大学〔13〕 短期大学〔0〕 その他の教育機関〔1〕	大学〔11〕 短期大学〔1〕	大学〔6〕 短期大学〔0〕	大学〔46〕 短期大学〔1〕 その他の教育機関〔4〕	大学（教育学部）〔6〕
受講資格	教諭の免許状を有する者（→一種免許状、専修免許状の取得が可能）	教諭の免許状を有する者（→一種免許状、専修免許状の取得が可能）	○ 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者 ○ 高等専門学校を卒業した者、ほか	○ 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者 ○ 高等専門学校を卒業した者、ほか	○ 高等学校、中等教育学校を卒業した者 ○ 高等専門学校第三学年を修了した者、ほか	○ 教諭の免許状を有する者 ○ 大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者	○ 大学入学資格を有し、かつ、看護師免許又は看護師国家試験の受験資格を有する者（→養護教諭一種免許状の取得が可能）
講師の資格	大学の教員に準ずる者	（大学の教員）	（大学の教員）	（大学の教員）	（大学の教員）	（大学の教員）	（大学の教員、学外の養護教育に携わる専門家）
単位の計算の基準	大学設置基準第21条第2項及び第3項に定める基準による。	大学設置基準第21条第2項及び第3項に定める基準による。	大学設置基準第21条第2項各号及び大学通信教育設置基準第5条第1項第2号に定める基準による。	大学設置基準第21条第2項及び第3項に定める基準による。	大学設置基準第21条第2項及び第3項に定める基準による。	大学設置基準第21条第2項に定める基準による。	（学内規程で学部と同様の取扱いを規定）
単位の修得の認定	開設者が当該単位の課程として定めた授業時数について、それぞれ5分の4以上出席し、開設者が行う試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した者に授与する。	開設者が当該単位の課程として定めた授業時数について、それぞれ5分の4以上出席し、開設者が行う試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した者に授与する。	試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。	試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。	試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。	試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。	（学内規程で学部と同様の取扱いを規定）
修得する単位数		9単位まで	20単位まで	15単位まで	10単位まで	36～44単位	

び大学の教員に準ずる者と明文で規定されている（教育職員免許法施行規則第37条第1項）。免許法認定公開講座の講師については、開設者が大学又は短期大学に限られていることからそのような明文の規定はないが、實際上、講師の構成は免許法認定講習の場合と同様となっている。

そして、免許法認定講習・公開講座における開設科目の単位計算の基準は大学設置基準によるものとされ、大学と同様、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位を構成することが標準とされている（教育職員免許法施行規則第1条の2）。さらに、単位修得の認定については、開設者が当該単位の課程として定めた授業時数について、それぞれ5分の4以上出席し、開設者の行う成績審査（試験、論文、報告書その他による）に合格した者に授与するものとされている（教育職員免許法施行規則第38条、第43条の5）。

以上で述べた免許法認定講習・公開講座のうち、大学が開設するものだけに着目すれば、そこでの学修は、その受講資格、履修形態、講師の資格、単位の計算方法及び単位の認定からみて、大学での授業科目履修による学修と同様のものであるといえるものである。

イ 社会教育主事講習における学修

二つ目の社会教育主事講習は、社会教育主事（社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たることを職務とする、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員）となり得る資格を付与することを目的として、社会教育法に基づき、文部科学大臣の委嘱を受けた大学や短期大学等で実施される講習である。

社会教育主事講習の開設者は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学、短期大学その他の教育機関であり、平成21年度では13大学と国立教育政策研究所社会教育実践研究センターにおいて実施されている。

社会教育主事講習の受講資格は、大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者、及び教育職員の普通免許状を有する者等であり、これらは、免許法認定講習・公開講座の場合と同様、機構が要求している基礎資格を有する者に該当するものである。

社会教育主事講習の講師の資格については、免許法認定講習の場合のような明文の規定はないが、

大学で実施される社会教育主事講習については、後掲の表6-2でその一例を示すとおり、専ら大学の教員が当たっているのが実態である。

また、社会教育主事講習における開設科目の単位計算の基準は、免許法認定講習・公開講座の場合と同様、大学設置基準によるものとされ、単位修得の認定についても、開設者による成績審査（試験、論文、報告書その他による）に合格した受講者に対して行うものとされている（社会教育主事講習等規程第6条、第7条第1項）。

以上で述べた社会教育主事講習のうち、大学が開設するものだけに着目すれば、そこでの学修は、その受講資格、履修形態、講師の資格、単位の計算方法及び単位の認定からみて、大学での授業科目履修による学修と同様のものであるといえるのである。

ウ 司書・司書補講習における学修

三つ目の司書・司書補講習は、司書（都道府県や市町村の公共図書館等で図書館資料に係る諸業務に従事する専門的職員）又は司書補（司書の職務を補助する者）となり得る資格を付与することを目的として、図書館法に基づき、文部科学大臣の委嘱を受けた大学や短期大学等で実施される講習である。

司書・司書補講習の開設者は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学又は短期大学であり、平成21年度では、司書講習が11大学と1短大、司書補講習が6大学において実施されている。

受講資格は、司書講習が、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者等であり、これらは、機構が要求している基礎資格を有する者に該当するものである。しかし、司書補講習では、高等学校又は中等教育学校を卒業した者、高等専門学校第三学年を修了した者等とされており、機構が要求している基礎資格を有する者には該当しないものも含むものとなっている。

司書・司書補講習の講師の資格については、免許法認定講習の場合のような明文の規定はないが、大学で実施される司書講習については、後掲の表7-2でその一例を示すとおり、専ら大学の教員が当たっているのが実態である。

そして、司書・司書補講習における開設科目の単位計算の基準は、免許法認定講習・公開講座の

場合と同様、大学設置基準によるものとされ、単位修得の認定についても、開設者による成績審査（試験、論文、報告書その他による）に合格した受講者に対して行うものとされている（図書館法施行規則第6条、第7条）。

以上で述べた司書・司書補講習のうち、大学が開設する司書講習だけに着目すれば、そこでの学修は、その受講資格、履修形態、講師の資格、単位の計算方法及び単位の認定からみて、大学での授業科目履修による学修と同様のものであるといえるものである。

エ 学校図書館司書教諭講習における学修

最後の四つ目の学校図書館司書教諭講習は、小・中・高等学校の学校図書館の専門的職務に携わる司書教諭となり得る資格を付与することを目的として、学校図書館法に基づき、文部科学大臣の委嘱を受けた大学、短期大学その他の教育機関で実施される講習である。

学校図書館司書教諭講習の開設者は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学、短期大学その他の教育機関であり、平成21年度では46大学、1短期大学と3県1市の教育委員会において実施されている。

学校図書館司書教諭講習の受講資格は、小・中・高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者、大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者であり、これらは、機構が要求している基礎資格を有する者に該当するものである。

学校図書館司書教諭講習の講師の資格については、免許法認定講習の場合のような明文の規定はないが、大学で実施される学校図書館司書教諭講習については、後掲の表8-2でその一例を示すとおり、専ら大学の教員が当たっているのが実態である。

また、学校図書館司書教諭講習における開設科目の単位計算の基準は、免許法認定講習・公開講座の場合と同様、大学設置基準によるものとされ、単位修得の認定についても、開設者による成績審査（試験、論文、報告書その他による）に合格した受講者に対して行うものとされている（学校図書館司書教諭講習規程第4条、第5条）。

以上で述べた学校図書館司書教諭講習のうち、大学が開設するものだけに着目すれば、そこでの学修は、その受講資格、履修形態、講師の資格、

単位の計算方法及び単位の認定からみて、大学での授業科目履修による学修と同様のものであるといえるものである。

(2) 大学が開設する免許法認定講座・公開講座等によって修得した単位の取扱い

上記のア、イ、ウ、エで述べた各学外学修は、いずれも文部科学大臣の認定を受けた、あるいは委嘱を受けた大学や短期大学等が、各関係法令の規定に基づいて実施するものであるが、それらの中には大学における授業科目の履修と同様の受講形態をとるものがあることは、各々の末尾で指摘しているところである。

即ち、免許法認定講習・公開講座、社会教育主事講習、司書講習及び学校図書館司書教諭講習のうち、大学が開設するものから修得した単位に限ってみれば、いずれも、①大学における授業科目の履修という形態をとっており、②講師は専ら大学の教員であり、③単位の計算方法は大学における授業科目の履修の場合と同一であり、④単位の認定も開設者が試験等の成績審査を行った上で合格した者に授与するものとされていることから、大学の授業科目履修によって修得した単位と同等のものであるといえるものである。とりわけ、科目等履修生として修得した単位（表2の◎）とは、実質上の差異は全くないといえるものである。それに加えて、⑤受講資格についても、機構が学位授与に当たって要求している基礎資格を有する者に該当するものである。

このため、大学が開設する免許法認定講習・公開講座、社会教育主事講習、司書講習及び学校図書館司書教諭講習において修得した単位については、表2の「大学の単位に相当する単位」の新たな種別として追加することができると考えられるものである。

5. 大学が開設する免許法認定講座・公開講座等の実施状況と機構の学位授与

次に、大学が開設する免許法認定講習・公開講座、社会教育主事講習、司書講習及び学校図書館司書教諭講習の実態はどのようなものであろうか。また、それらの学外学修によって修得した単位が機構の学位授与に利用できることとされた場合には、機構の学位授与審査においてどのような取扱いと

なるのであろうか。以下、それらの概要に触れておきたい⁶。

ア 免許法認定講座・公開講座

免許法認定講習・公開講座全体の受講状況は、平成20年度の実績で、表5-1に掲げるとおり、大学を含む99の開設者の下で、延べ50,777人の受講者が1,090科目に亘り51,992単位（1人当たり平均1.0単位）を修得している。

また、大学における免許法認定講習・公開講座の平成20年度開設科目（単位数）の具体例は、表5-2に掲げるとおりである。

機構の学位授与の審査においては、申請者が修得した全ての単位（基礎資格を有する者として修得した単位、及びその後積み上げた単位）を「専攻に係る単位」と「専攻に係る単位以外の単位」の二つに大きく分け、さらに「専攻に係る単位」を、専門的な内容の授業科目の単位（「専門科

目の単位」と専門に関連する授業科目の単位（「関連科目の単位」）に区分して、それぞれについて修得すべき必要単位数の要件を定めるとともに、58に亘る「専攻の区分」ごとに、専攻に係る授業科目の区分を示した上で、修得すべき専門科目と関連科目の単位数を示している。

本稿で提示した取扱いが可能となった場合、免許法認定講習・公開講座によるこれらの科目の単位は、58に亘る「専攻の区分」のうちの一つである教育学における専門科目の単位として取り扱われることになると思われる⁷。

また、58に亘る「専攻の区分」のうち10専攻（哲学、心理学、宗教学、神学、社会学、言語聴覚障害学、家政学、音楽、美術、体育学）では、教育学に関する科目が関連科目として掲げられており、これらの専攻で機構へ学位授与申請を行った場合には、関連科目の単位として取り扱われる

表5-1 免許法認定講習・公開講座の受講状況

開設者数			開設科目数（※）						受講者数	授与単位数
大学等	教育委員会	計	教科に関する科目	教職に関する科目（「教科又は教職に関する科目」を含む。）	特別支援教育に関する科目	養護に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	計		
48	51	99	257	376	394	55	16	1,090	50,777	51,992

※「教科に関する科目」と「養護に関する科目」の複数の認定を受けている科目が存在するため、開設科目数の内訳と合計とは一致しない。

表5-2 免許法認定講習・公開講座の開設科目例

教科に関する科目	教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	養護に関する科目	栄養に係る教育に関する科目
土質工学特論 (2)	教育原理 (2)	特別支援教育 I (2)	養護学総論 (1)	食に関する指導の研究 I (1)
児童体育特論 (2)	教育相談論 (2)	臨床医学総論 (1)	保健管理学特論 A (1)	学校栄養教育論 (2)
音楽 (1)	教育課程論 (1)	視覚障害の理解 (1)	性教育学特論 (2)	栄養教育職務 (1)
中国書道史 (1)	国語科教育法 (1)	聴覚障害の指導法 (2)	生体機能学演習 I (2)	
キリスト教と哲学 (1)	道徳教育の研究 (1)	言語障害教育総論 (1)	メンタルヘルス (1)	
衛生学 (1)	教育心理学 (1)	病弱児教育総論 (1)	養護教諭の役割 (1)	
保育学 (1)	生徒指導特論 (1)	障害児教育総論 (1)	学校保健 (1)	
ロボットと制御 (2)	図画工作科教育 (1)	発達障害の理解 (1)	解剖生理学 (1)	
幾何学通論 (2)	教育哲学特論 (2)	LD 等教育総論 (1)	こども援助論 (1)	
学校保健 (1)	学校経営特講 (2)	特別支援教育課程論 (1)	生体栄養学 (1)	

⁶ なお、これらの受講によって修得した単位が機構の学位授与に利用できるとされた場合の学位授与申請者数の増加見通しを数値で明示することは困難であり、断念した。

⁷ 機構の定める教育学の基準においては、専門科目の区分として、教育学・教育心理学に関する科目、教科教育に関する科目、幼児教育・保育に関する科目、特別支援教育に関する科目、養護教育に関する科目の5区分が示されている。

ことになるとと思われる。

なお、それ以外の専攻の場合であっても、専攻に係る単位以外の単位として取り扱われることは勿論のことである。

イ 社会教育主事講習

大学での社会教育主事講習の平成21年度の実施状況は、表6-1に掲げるとおり、13大学において受講定員で795人が受講している。

また、各大学の開設科目（単位数）は、表6-2に掲げる4科目（合計9単位）であるが、一部のみでの受講があるため、受講者全員が全4科目（9単位）を修得しているわけではない。そして、これらの単位は、機構の単位修得審査の基準との関係では、免許法認定講習・公開講座の場合と同様の取扱いになるとと思われる。

ウ 司書講習

大学での司書講習の平成21年度の実施状況は、表7-1に掲げるとおり、11大学において受講定員で1,320人が受講している。

また、各大学の司書講習における開設科目（単位数）は、表7-2に掲げる甲群12科目（合計18

単位）と乙群5科目（合計5単位）であるが、一部のみでの受講があるため、受講者全員が全14科目（合計20単位）を修得しているわけではないことは、社会教育主事講習の場合と同様である。そして、これらの単位は、機構の単位修得審査の基準との関係では、免許法認定講習・公開講座や社会教育主事講習の場合と同様の取扱いになるとと思われる。

エ 学校図書館司書教諭講習

大学での学校図書館司書教諭講習の平成21年度の実施状況は、表8-1に掲げるとおり、46大学において受講定員で4,247人以上が受講している。

また、各大学の開設科目（単位数）は、表8-2に掲げるAからEまでのうち、1科目（2単位）のみの開設から全5科目（合計10単位）の開設までの幅がある。受講者にも一部のみでの受講があるため、受講者全員が各大学の全開設科目の単位を修得しているわけではない。そして、これらの単位は、機構の単位修得審査の基準との関係では、免許法認定講習・公開講座、社会教育主事講習及び司書講習の場合と同様の取扱いになるとと思われる。

表6-1 社会教育主事講習の実施状況

開設大学	講習の期間	受講者数
北海道教育大学	7月23日～8月13日	50
秋田大学	7月14日～8月6日	50
東北大学	7月6日～8月7日	120
茨城大学	7月13日～8月11日	100
信州大学	7月24日～8月19日	60
金沢大学	7月21日～8月21日	50
滋賀大学	7月21日～8月24日	50
三重大学	7月27日～8月21日	50
和歌山大学	7月22日～8月26日	50
広島大学	8月3日～8月28日	50
高知大学	7月27日～8月20日	40
九州大学	7月20日～8月12日	80
熊本大学	7月20日～8月21日	45
計		795

表7-1 司書講習の実施状況

実施大学	講習の期間	受講者数
富士大学	7月21日～9月15日	70
聖徳大学	7月27日～9月19日	100
亜細亜大学	7月28日～9月24日	120
明治大学	7月21日～9月12日 7月31日～3月13日 (メディア授業)	110 50
鶴見大学	7月16日～9月17日	120
中部学院大学	7月15日～9月12日	80
愛知学院大学	7月17日～9月19日	200
桃山学院大学	6月16日～9月5日	200
広島文教女子大学	7月24日～9月19日	70
別府大学	8月1日～9月26日	160
鹿児島国際大学	7月29日～9月30日	40
計(11大学)		1,320

表6-2 社会教育主事講習の開設科目と担当講師

開設科目（単位数）	担当講師〔A大学の例〕
生涯学習概論（2単位）	大学教授4名，大学准教授1名，行政担当者2名の計7名
社会教育計画（2単位）	大学教授4名
社会教育演習（2単位）	大学教授4名，大学准教授2名，行政担当者6名の計12名
社会教育特講（3単位）	大学教授3名，大学准教授4名，行政担当者4名，法人関係者2名の計13名

表7-2 司書講習の開設科目と担当講師

開設科目	(単位数)	担当講師〔B大学の例〕
甲群：生涯学習概論	(1)	大学教授
図書館概論	(2)	大学教授
図書館経営論	(1)	図書館職員
図書館サービス論	(2)	大学教授
情報サービス概説	(2)	大学准教授
レファレンスサービス演習	(1)	大学非常勤講師
情報検索演習	(1)	大学客員教授
図書館資料論	(2)	図書館職員
専門資料論	(1)	大学准教授
資料組織概説	(2)	大学教授，大学准教授
資料組織演習	(2)	大学教授，大学准教授2名，大学特任准教授，図書館職員2名
児童サービス論	(1)	大学教授
乙群：図書及び図書館史	(1)	大学教授
資料特論	(1)	
コミュニケーション論	(1)	
情報機器論	(1)	大学教授
図書館特論	(1)	大学教授
計	(20)	

(甲群は全科目，乙群はそのうちの2科目)

表8-1 学校図書館司書教諭講習の実施状況

実施大学	講習期間	定員	開講科目の範囲
北海道教育大学	旭川校	7月27日～8月18日	30 全5科目
	岩見沢校	7月26日～8月18日	100 全5科目
弘前大学	8月3日～8月7日	25	C
岩手大学	7月30日～8月10日	50	全5科目
宮城教育大学	8月8日～8月23日	150	A C
秋田大学	7月24日～8月1日	100	C E
山形大学	8月17日～8月20日	100	A
福島大学	8月3日～8月12日	80	C E
筑波大学	7月28日～8月12日	100	A B C
宇都宮大学	8月3日～8月21日	100	A E
群馬大学	7月21日～8月14日	80	C D E
埼玉大学	8月14日～8月28日	150	B D E
聖学院大学	8月3日～8月28日	100	全5科目
千葉大学	8月3日～8月14日	150	A B
放送大学	7月22日～8月7日	—	全5科目
東京学芸大学	7月27日～8月27日	100	全5科目
横浜国立大学	8月10日～8月28日	100	A B
新潟大学	8月11日～8月28日	100～120	C D E
上越教育大学	7月18日～8月28日	70～150	全5科目
富山大学	8月4日～8月21日	100	A B
金沢大学	8月11日～8月25日	150	D E
福井大学	7月27日～7月30日	60	D
山梨大学	8月7日～8月21日	50	A B
信州大学	8月1日～8月8日	150	A E
岐阜大学	8月17日～8月27日	100	B C

実施大学	講習期間	定員	開講科目の範囲
静岡大学	8月7日～8月25日	40～60	A B E
愛知教育大学	7月21日～8月31日	80	A B D
三重大学	8月10日～8月21日	80	B C
滋賀大学	8月17日～8月27日	100	C E
京都教育大学	8月6日～8月24日	50～150	C D E
大阪教育大学	8月3日～8月27日	150	A B
奈良教育大学	8月3日～8月31日	82～150	全5科目
和歌山大学	8月3日～8月27日	75	全5科目
鳥取大学	7月21日～8月19日	80	C D E
広島大学	8月7日～8月27日	100	C D E
鳴門教育大学	8月5日～8月29日	100	A B D
香川大学	8月3日～8月31日	100	D E
愛媛大学	8月17日～9月4日	60	A B
高知大学	8月13日～8月21日	150	A B
福岡教育大学	8月6日～8月28日	75～80	A C D
佐賀大学	7月27日～8月7日	60	C D
長崎大学	7月25日～8月28日	90	全5科目
熊本大学	8月10日～8月27日	100	C D E
大分大学	8月6日～8月28日	150	C D E
宮崎大学	8月6日～8月28日	100	B D E
鹿児島大学	7月25日～8月25日	100	全5科目
琉球大学	8月13日～8月24日	30	B C
46大学		4,247～4,540	

表8-2 学校図書館司書教諭講習の開設科目と担当講師

開設科目	(単位数)	担当講師〔C大学の例〕
A：学校経営と学校図書館	(2単位)	大学非常勤講師
B：学校図書館メディアの構成	(2単位)	大学教授
C：学習指導と学校図書館	(2単位)	大学非常勤講師2名
D：読書と豊かな人間性	(2単位)	大学非常勤講師
E：情報メディアの活用	(2単位)	大学専任講師

6. 養護教諭特別別科における学修

最後に、上記4(2)の四つの学外学修の他にも、「大学の単位に相当する単位」と考えることができるものとして、全国6大学に設置されている養護教諭特別別科における学修がある。表4の最右欄に、その概要等を追加して示した。

養護教諭特別別科は、看護師免許を有する者に

養護教諭一種免許状を取得させることを目的として、教育職員免許法に基づき、文部科学大臣の指定を受けて大学が開設する修業年限1年の養成施設である。

養護教諭特別別科の入学資格は、大学入学資格を有し、かつ、看護師免許又は看護師国家試験の受験資格を有する者⁸であり、その入学者の多くは3年生の短期大学を卒業した以上の経歴を有す

⁸ 具体的には、文部科学大臣の指定した学校（指定学校）において3年以上看護師になるのに必要な学修を修めた者、厚生労働大臣の指定した看護師養成所（指定養成所）を卒業した者などである（保健師助産師看護師法第21条）。なお、これらの指定学校及び指定養成所は、大学入学資格を有する者を対象とし、修業年限が3年以上のものとなっている（保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第1項）。

る者である。そして、これは、4(2)の四つの学外学修の場合と同様、機構が学位授与に当たって要求している基礎資格を有する者に該当するものである。

また、養護教諭特別別科における単位の計算方法と単位の認定については、各大学の学内規定で学部同様の取扱いをする旨を定めており、講師も大学の教員（学外の養護教育に携わる専門家を含む。）である。

以上により、養護教諭特別別科において修得し

た単位についても、4(2)の大学が開設する免許法認定講習・公開講座、社会教育主事講習、司書講習及び学校図書館司書教諭講習において修得した単位と同様、表2で示した「大学の単位に相当する単位」の新たな種別として追加することができると考えられるものである。

養護教諭特別別科の平成21年度の開設状況の概要は表9に掲げるとおりであり（詳細については付表に示した。）、6大学で入学定員の合計250人、各特別別科所定の教育課程の修了要件は、36単位

表9 養護教諭特別別科の開設状況

設置大学	修業年限	入学定員	科目区分		履修単位数
北海道教育大学	1年	40人	教養科目	一般科目	4単位以上
				体育科目	2単位
				外国語科目	2単位
				情報機器の操作	2単位
			専門科目	養護に関する科目	14単位以上
				教職に関する科目	12単位
計					36単位以上
山形大学	1年	40人	一般教育科目		6単位以上
			保健体育科目		2単位以上
			専門教育科目	養護に関する専門教育科目	18単位以上
				教職に関する専門教育科目	12単位以上
			計		
新潟大学	1年	50人	教養科目		8単位
			専門科目	養護に関する科目	19単位以上
				教職に関する科目	17単位以上
			計		
金沢大学	1年	40人	共通教育科目		8単位以上
			養護に関する科目		17単位
			教職に関する科目		13単位以上
			計		
岡山大学	1年	40人	教養教育科目	人文系列	2単位以上
				社会系列	6単位以上
				自然系列	
				体育	2単位
				外国語	2単位
			養護に関する科目		12単位以上
			教職に関する科目		10単位以上
計					38単位以上
熊本大学	1年	40人	一般教育科目		10単位
			専門教育科目	養護に関する科目	18単位以上
				教職に関する科目	12単位以上
			計		

から44単位までの範囲で定められている⁹。

本稿で提示した取扱いが可能となり、養護教諭特別別科で単位を修得した者が機構へ学位授与と申請をすることになる場合、その専攻は専ら看護学になるであろうが、これらの単位は、看護学の専門科目の単位には該当しないものであろう。

しかしながら、看護学では、「医学に関する科目」、「保健学に関する科目」、「社会福祉学に関する科目」及び「医療情報科学に関する科目」が関連科目として掲げられているところから、各大学の特別別科で開設されている養護に関する科目の単位は、関連科目の「保健学に関する科目の単位」として取り扱われることになると思われる¹⁰。

7. おわりに

大学が開設する免許法認定講習・公開講座、社会教育主事講習、司書講習及び学校図書館司書教諭講習並びに養護教諭特別別科における学修については、いずれも、①大学における授業科目の履修と同一の履修形態をとっていること、②講師は専ら大学の教員であること、③単位の計算方法は大学における授業科目の履修の場合と同一であること、④単位の認定も開設者が試験等の成績審査を行った上で合格した者に授与するものとされていること、⑤受講資格についても、機構が学位授与に当たって要求している基礎資格を有する者に該当するものであることから、これらの学修によって修得した単位については、「大学の単位に相当する単位」として、機構の学位授与に利用することができるのではないか、というのが本稿の結論である。

機構の行う学位授与事業の基盤となる、高等教育レベルでの多様な学習機会の拡大を図るという観点からは、本稿で取り上げた免許法認定講習・公開講座、社会教育主事講習、司書・司書補の講習及び学校図書館司書教諭講習において修得した単位（さらには、平成3年文部省告示第68号の第

8号及び第9号¹¹に掲げる学修により得た成果)の全てが、機構への学位授与申請において修得対象とすることができる単位として取り扱われるようになることが望ましいが、そのためには、それらの単位の全てが大学の単位に相当するものであることを、機構として評価・認定する何らかの仕組みを構築することが前提となるであろう。しかしながら、これらの学外学修のうち、少なくとも大学が開設する免許法認定講習・公開講座、社会教育主事講習、司書講習及び学校図書館司書教諭講習並びに養護教諭特別別科において修得した単位については、現行制度上においても、大学の単位に相当するものとして、機構の行う学位授与事業において新しい種別の単位として追加することができるのではないかということである。

今後、本稿で取り上げた学外学修の取扱いの実態の把握に努めるとともに、高等教育の多様化と生涯学習社会の進展に対応するべく創設された機構として、質の保証にも留意しつつ、生涯学習社会のより一層の進展に寄与することができる方途について、引き続き検討を進めていきたい。

謝辞

本稿をまとめるに当たり有意義なご意見をいただいた機構学位審査研究部の濱中義隆准教授に、深く謝意を表します。

参考文献等

- 館 昭 (1996)「アメリカにおける大学外学習の単位認定と PONSИ プログラム」『学位研究』第4号, pp.31-49.
- 橋本 敏市 (1998)「『新しい学士』の現状と課題—学位授与機構による学位取得者のプロフィール—」『学位研究』第9号, pp.1-28.
- 森 利枝 (1999)「リージェント大学における評価のシステム—学習とクレジットの評価を中心に—」『学位研究』第10号, pp.105-129.

⁹ なお、この受講によって修得した単位が機構の学位授与に利用できるとされた場合の学位授与申請者数の増加見通しを数値で明示することは困難であり、断念した。

¹⁰ 修得単位の審査の基準の仔細を省略して結論だけをいえば、養護教諭特別別科を終了した者は、看護学の専門科目を別途（例えば放送大学の科目履修生として）最低1科目を修得すれば、機構の看護学への学位授与と申請ができることになる。

¹¹ この第8号及び第9号に関しては、「大学における資格の単位認定の現状—全国大学調査の集計・分析から—」（六車2005）において、大学外での各種資格の取得に対する単位認定の現状とともに、一定の資格の取得に対しては、機構が単位として直接認定できるようになる可能性について言及されている。

山田礼子 (1999)「経験学習と単位の認定—ポートフォリオ形式による経験学習評価制度—」『学位研究』第10号, pp.131-149.

橋本鉦市, 森 利枝, 濱中義隆 (1999)「学位授与機構における学位申請者の単位履修パターン—「単位累積加算制度」に関する基礎的分析—」『学位研究』第11号, pp.3-39.

濱中義隆 (2001)「アメリカにおける大学外学習の単位認定制度—ACE/CREDITの制度と実態—」『学位研究』第14号, pp.55-73.

濱中義隆 (2003)「大学評価・学位授与機構の学位審査システム—単位累積型学士学位の質の保証について—」『IDE 現代の高等教育』5月

号, pp.47-52.

吉川裕美子, 濱中義隆, 林 未央, 小林雅之 (2004)「学生の流動化と学士課程教育—全国大学調査にみる編入学, 単位認定, 学生交流と支援体制の実態—」『学位研究』第18号, pp.3-104.

六車正章 (2005)「大学における資格の単位認定の現状—全国大学調査の集計・分析から—」『大学評価・学位研究』第2号, pp.19-46.

大学審議会答申「大学教育の改善について」(1991).

(受稿日 平成22年4月12日)

(受理日 平成23年1月25日)

付表 養護教諭特別科の設置状況 (平成21年度)

設置大学	修業年限	入学定員	教育課程と履修方法			
			科目区分	授業科目と単位 (○:必修)	履修単位数	
北海道教育大学	1年	40人	教養科目	一般科目	○日本国憲法 2 (その他の選択科目) 2	4単位以上
				体育科目	○教養体育Ⅰ 1 ○教養体育Ⅱ 1	2単位
				外国語科目	○外国語コミュニケーション 2	2単位
				情報機器の操作	○情報機器入門 2	2単位
			専門科目	養護に関する科目	○衛生学・公衆衛生学 2	14単位以上
					養護総合演習 2	
					衛生学・公衆衛生学演習Ⅰ 2	
					衛生学・公衆衛生学演習Ⅱ 2	
					○栄養学・食品学 2	
					○学校保健Ⅰ 2	
学校保健Ⅱ 2						
学校保健演習Ⅰ 2						
学校保健演習Ⅱ 2						
○養護概説Ⅰ 2						
○養護概説Ⅱ 2						
学校保健統計学演習 2						
ヘルスカウンセリング 2						
精神保健学 2						
教職に関する科目	○教育の基礎と理念 2	12単位				
			○発達と学修 2			
			○教育課程と教育方法 2			
			○教育相談の理論と方法 2			
			○養護実習 4			
計					36単位以上	
山形大学	1年	40人	一般教育科目	○外国語コミュニケーション 2	6単位以上	
				芸術 2		
				○日本国憲法 2		
				社会科学 2		
				自然科学 2		
				○情報機器の操作 2		
				生活科学 2		

			保健体育科目	体育Ⅰ 1 体育Ⅱ 1 スポーツ原理 2 スポーツバイオメカニクス 2 トレーニング論 2 スポーツ経営管理学 2	2単位以上
			専門教育科目	養護に関する専門教育科目 <ul style="list-style-type: none"> ○衛生学 2 衛生学演習 1 ○学校保健Ⅰ 2 学校保健Ⅱ 1 健康教育概説 2 ○養護教諭論Ⅰ 2 ○養護教諭論Ⅱ 1 ○健康相談活動論 2 ○発達臨床 2 児童青年期の心理療法と査定 2 ○栄養学・食品学 2 ○精神保健 2 知的障害児の心理 2 障害児教育総論 2 知的障害児の発達学 2 	18単位以上
			教職に関する専門教育科目	<ul style="list-style-type: none"> ○教育原理 2 ○発達心理学 2 △学習心理学 2 △道徳教育実践指導論 2 □特別活動の研究 2 □教育社会学 2 □教育経営学 2 □教育課程編成論 2 □教育方法・技術 2 □生徒指導 2 □教育相談 2 教職論 2 ○養護実習に係る事前・事後指導 1 ○養護実習 3 生涯学習概論 2 学習評価論 2 生涯発達論 2 臨床心理学概論 2 	12単位以上 (△及び□のうちからそれぞれ2単位以上)
			計		38単位以上
新潟大学	1年	50人	教養科目	<ul style="list-style-type: none"> ○日本国憲法 2 ○外国語コミュニケーション 2 ○情報機器の操作 2 ○体育講義 1 ○体育実技 1 	8単位
			専門科目	養護に関する科目 <ul style="list-style-type: none"> ○学校保健 2 ○健康診断実習 1 ○救急措置・看護法実習 2 ○衛生学・公衆衛生学 2 ○栄養学 2 ○養護概説 2 ○健康相談活動の理論と方法 2 ○学校保健演習 1 ○性・エイズ教育講義 2 ○環境保健実習 1 △精神保健 2 △肢体不自由教育総論 2 △ヘルスプロモーション・ウェルネス概論 2 	19単位以上 (△のうちから2単位以上)

					△健康生活環境論 2 △養護教諭新聞活用教育実践法講義 2	
			教職に関する科目		○教育本質・目標論 2 ○教育心理学 2 ○総合演習 3 △生徒指導 2 △障害児心理 2 △家庭教育概論 2 ○養護教育実践研究 4 ○養護実習 4	17 単位以上 (△のうち から2 単位以 上)
					計	44 単位以上
金沢大学	1 年	40 人	共通教育科目		○日本国憲法 2 倫理学概論 2 ○保健体育 (講義) 1 ○保健体育 (実技) 1 ○外国語コミュニケーション 2 ○情報機器の操作 2	8 単位以上
			養護に関する科目		○衛生学及び公衆衛生学 2 ○救急処置及び看護法 2 ○学校保健 A 2 ○養護概説 2 ○養護実践研究 2 ○栄養学 2 ○カウンセリング 2 ○健康診断演習 1 ○精神保健 2	17 単位
			教職に関する科目		○教育の理念と歴史 2 △教育心理学 2 △発達心理学 2 障害児教育概論 2 教育行政学 2 教育方法学 2 ○養護実習事前・事後指導 1 ○養護実習 4	13 単位以上 (△のうち から2 単位以 上)
					計	38 単位以上
岡山大学	1 年	40 人	教養教育科目	人文系列	国語概説 2 こどもと異文化理解 2 音楽文化論 2 美術理論・美術史 I 2 デザイン理論 2	2 単位以上
				社会系列	○日本国憲法 2 人文地理学概論 2 世界史概論 2 日本史概論 2 経済学 A 2	6 単位以上
				自然系列	数学基礎 (統計) 2 統計学 2 ○情報処理入門 2	
				体育	○保健体育 2	2 単位
				外国語	○英語 2	2 単位
			養護に関する科目		○衛生学・公衆衛生学 2 ○学校保健 2 学校保健教育 2 ○養護教育実習 2 保健指導論 2 健康相談活動の理論及び方法 2 障害児保健 2	12 単位以上

				○養護概説	2	
				○養護活動論 I	2	
				養護活動論 II	2	
				○栄養学	2	
			教職に関する科目	教育の哲学と歴史	2	10 単位以上 (△のうち から2 単位以 上)
				教育哲学	2	
				日本教育史	2	
				西洋教育史	2	
				△教育学概説	2	
				△学校教育心理学	2	
				△発達心理学 A	2	
				教育社会学	2	
				生涯学習社会論	2	
				教育法制論	2	
				人権・同和教育	2	
				道德教育論	2	
				特別活動論	2	
				学習指導論	2	
				生徒指導論 I	2	
				教育相談論 A	2	
				教育相談論 B	2	
				集団心理学	2	
				人格心理学	2	
				教育臨床心理学	2	
				人間関係論	2	
				○養護実習 I	1	
				○養護実習 II	4	
				計		38 単位以上
熊本大学	1 年	40 人	一般教育科目	○情報処理	2	10 単位
				○国文学	2	
				○総合英語	2	
				○生涯スポーツ	2	
				○日本国憲法	2	
			専門教育科目	養護に関する科目	○衛生学	18 単位以上
				○学校保健 I	2	
				学校保健 II	2	
				学校保健演習	2	
				○養護教諭論	2	
				○養護教諭の職務	2	
				○養護実践研究	4	
				○ヘルスカウンセリング	2	
				○栄養学・食品学	2	
				精神保健学	2	
			教職に関する科目	○教育原理	2	12 単位以上 (△のうち から2 単位)
				△学習発達心理学	2	
				△教育関係法規	2	
				△人権教育論	2	
				○教育課程論	2	
				○教育評価	2	
				△教育集団指導学	2	
				○教育相談	2	
				○養護実習	4	
				計		40 単位以上

[ABSTRACT]

Possibilities for Recognition of Credit based on Studies outside Universities:
In Relation to the Awarding of Degrees by NIAD-UE

MUGURUMA Masaaki *

The National Institution for Academic Degrees and University Evaluation (NIAD-UE) is a body established by the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology that manages a degree-awarding system in which people can receive degrees by accumulating credits without graduating from a university. It awards bachelor's degrees to people who are recognized as having scholastic ability equal to that of a university graduate by accumulating "university credit" or "credit equivalent to university credit" after graduation from a junior college, college of technology, or other institution.

However, in actuality, the majority of people who are awarded bachelor's degrees from NIAD-UE are people who acquired credit from an advanced program of a junior college or college of technology and who subsequently graduated from said junior college or college of technology. On the other hand, the number of people who acquired credit from other study programs remains small.

Therefore, from the standpoint of increasing learning opportunities for the acquisition of bachelor's degrees from NIAD-UE, this article attempts to show possibilities for new ways of recognizing "credit equivalent to university credit" in existing studies at educational facilities other the universities.

* Professor, Department of Assessment and Research for Degree Awarding, National Institution for Academic Degrees and University Evaluation